

計 画 年 度

令和3年度～令和12年度

鹿児島県における獣医療を提供する体制
の整備を図るための計画書

令 和 3 年 3 月

鹿 児 島 県

目 次

鹿児島県における獣医療を提供する体制整備の基本方針及び獣医療を取り巻く現状

1 基本方針

- (1) 食料の生産現場における獣医師の役割
- (2) 喫緊の課題としての産業動物臨床獣医師や公務員獣医師などの養成・確保
- (3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

2 飼育動物の飼養状況と本県計画に係る留意事項

- (1) 産業動物の飼養状況
- (2) 小動物の飼養状況
- (3) 本県計画に係る留意事項

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

- (1) 診療施設数
 - ア 産業動物分野
 - イ 小動物分野
- (2) 産業動物分野における主要な診療機器等
- (3) 小動物分野における主要な診療機器等

2 診療施設の整備に関する目標

- (1) 診療施設別の整備目標
 - ア 家畜保健衛生所
 - イ 農業協同組合等
 - ウ 農業共済組合等
 - エ 産業動物開業
 - オ 小動物開業

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

1 地域の設定

2 各地域の概況

- (1) 鹿児島地域 (2) 指宿地域 (3) 川辺地域 (4) 日置地域 (5) 薩摩地域
- (6) 出水地域 (7) 伊佐地域 (8) 始良地域 (9) 曾於地域 (10) 肝属地域
- (11) 熊毛地域 (12) 大島地域 (13) 徳之島地域

第3 獣医師の確保に関する目標

1 各地域における獣医師数の現状

- (1) 産業動物分野
 - ア 各地域における診療施設別の獣医師数
 - イ 診療施設別の年齢構成等
- (2) 小動物分野
 - ア 各地域における診療施設別の獣医師数
 - イ 診療施設別の年齢構成等
- (3) 獣医師法第22条に基づく届出概況

2 令和12年度における獣医師の確保目標

- (1) 産業動物臨床獣医師の確保目標
 - ア 牛の飼養戸数及び頭数
 - イ 豚・鶏の飼養戸数及び頭羽数
 - ウ 産業動物臨床獣医師の確保目標
- (2) 公務員獣医師の確保目標

3 獣医師の確保対策

- (1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保
- (2) 労働をめぐる職場環境などの整備推進
- (3) ネットワーク体制の整備
- (4) 再就職支援

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

- (1) 家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化
- (2) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化
- (3) 続発などの大規模発生に対する防疫支援体制の整備

2 診療施設・診療機器の効率的利用

3 獣医療情報の提供システムの整備

4 衛生検査機関との業務の連携

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

6 産学官が連携した研究開発

第5 診療上必要な技術の研修及びその他の獣医療の技術向上に関する事項

1 臨床研修

- (1) 産業動物分野 (2) 公務員分野 (3) 小動物分野

2 高度研修

- (1) 産業動物分野 (2) 公務員分野 (3) 小動物分野

3 生涯研修等

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

2 飼育者の衛生意識の啓発・普及等

- (1) 産業動物分野及び公務員分野

- (2) 小動物分野

3 広報活動の充実

4 診療施設の整備

鹿児島県における獣医療を提供する体制整備の基本方針及び獣医療を取り巻く現状

1 基本方針

わが国における獣医療は平成4年の獣医療法(平成4年法律第46号)の制定を契機に、社会情勢の変化に対応するために、過去に3回の基本方針(平成4年に第一次、平成12年に第二次、平成22年に第三次)が公表され、産業動物臨床獣医師の確保や診療施設の整備などによる地域獣医療の充実、口蹄疫の国内発生を踏まえ、危機管理体制の再点検・強化を行うとともに、緊急時に最前線で防疫措置を実施する獣医師の養成・確保の強化の取組が図られるなど、飼育動物の診療、保健衛生指導などを通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げている。

令和2年5月、国は第四次となる令和12年度を目標とする「獣医療を提供する体制を整備を図るための基本方針」を公表した。これを受け、本県はこの基本方針に則し、以下に掲げる本県における獣医療の現状や課題などを踏まえ、「鹿児島県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を策定するものとする。

(1) 食料の生産現場における獣医師の役割

本県における獣医療は、産業動物の診療、保健衛生指導を通じて、畜産業の発展を促し、動物の保健衛生や公衆衛生の向上を図ることで、畜産物の安定供給に大きく貢献してきている。その結果、本県は全国有数の畜産県として発展を遂げ、畜産業は農業の基幹産業として成長してきている。しかしながら、近年の畜産を取り巻く情勢は口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の重大な家畜伝染病の国内発生並びに国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加など畜産農家の経営が脅かされている状況にある。安全で良質な畜産物の安定供給に関して、県民から大きな関心が寄せられているところであり、獣医師の持つ幅広い知識や技術への期待、果たすべき役割・責任は急速に高まっている。

このような状況の中で、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき制定された「食料・農業・農村基本計画」及び酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき策定された「鹿児島県酪農・肉用牛生産近代化計画」を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じて、家畜の伝染性疾患の発生予防や的確な防疫措置、家畜改良、飼養管理の改善等による生産性向上や省力化等による畜産の生産基盤の強化をサポートし、さらに産業動物臨床獣医師等の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、安全な畜産物の安定供給に寄与することが求められている。

また、畜産業における飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、畜産現場では農場単位や群単位での管理形態が普及しており、獣医師に対しては、従来の個体診療に加え、農場の収益性向上につながる農場単位や群単位での管理に適した飼養衛生管理の指導や集団管理衛生技術などの提供、農場HACCP、JGAP家畜・畜産物の導入・普及時における指導など幅広い獣医療の提供が求められるようになっている。

(2) 喫緊の課題としての産業動物臨床獣医師や公務員獣医師などの養成・確保

本県の畜産が農業産出額の約65%を占める基幹部門へと成長を遂げている中で、獣医師の数自体が全体として不足している状況にはないものの、産業動物分野における獣医療の提供は、獣医師の高齢化、新規獣医師の参入の減少などの課題が顕在化している。また、産業動物分野へ就業を希望する獣医系大学の学生は2割程度であり、産業動物臨床獣医師が減少するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師の確保が困難になることが懸念される。社会的ニーズに即した安全で良質な畜産物を安定的に提供することや家畜伝染病の防疫強化を図るためには、これら獣医療の不足が見込まれる分野において、一層の獣医師確保の取り組み強化が必要となっている。本県では獣医系大学の訪問、採用説明や

鹿児島大学，農業共済組合，県獣医師会などと連携して，産業動物臨床獣医師や公務員獣医師を確保するため，特設授業「獣医キャリア形成論」の実施や修学資金貸与制度及び臨床実習，インターンシップ制度の取り組みとともに，職場環境などの整備推進を積極的に行い，人材の確保に努めている。

(3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬，猫，小鳥などの家庭で飼育する動物は，動物愛護思想などの普及により生活の中でコンパニオンアニマルとして位置付けられ，飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化している。一方，人獣共通感染症対策の観点から飼育者の責任についての啓発強化の必要性も高まっており，飼育者ニーズに応じた良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに，動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育に関する普及・啓発，また最先端技術や高度な医療機器を使用した最新の診断・治療・予防技術の診療現場への導入が求められている。特に，小動物分野では，診療技術のみならず，十分なインフォームドコンセントを得る等，飼育者の意向も総合的に勘案した獣医療の提供が求められており，獣医師と愛玩動物看護師等との連携によるチーム獣医療の提供の必要性が高まっている。また，畜産業においても，経営の安定や生産性向上の観点から，最新の診断技術や治療方法の積極的な導入への期待が高まっている。さらに，産業動物分野では，家畜人工授精師，削蹄師等の他分野の専門職との連携をさらに進める必要がある。

2 飼育動物の飼養状況と本県計画に係る留意事項

(1) 産業動物の飼養状況

本県の畜産は、温暖な気候や広大な畑地に恵まれるなど、地域の特性を十分に活かすことで全国有数の規模に発展し、令和元年の産出額は3,227億円と、県全体の農業産出額（4,890億円）の約66%を占める基幹産業となってきた。また、全国における本県の家畜飼養頭羽数の地位は、農林水産省畜産統計（平成31年2月現在）によると、豚において全国1位、肉用牛及びブロイラーにおいては全国2位、レイヤー全国3位と日本における食料基地の役割を担うまで成長した。

ア 家畜の飼養状況（平成31年2月1日現在）

（単位：戸，頭）

地 域	乳用牛		肉用牛		豚	
	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数
鹿児島	3	230	284	8,960	5	760
指 宿	1	-	99	23,500	17	42,000
川 辺	24	2,200	106	27,600	58	132,400
日 置	8	320	126	10,260	5	4,830
薩 摩	4	130	599	31,600	13	50,600
出 水	6	390	245	24,400	26	96,200
伊 佐	8	1,740	250	11,500	15	143,000
始 良	26	1,930	667	24,800	31	50,800
曾 於	26	1,650	1,720	59,100	121	292,800
肝 属	43	3,330	1,540	74,600	195	452,400
熊 毛	33	2,310	475	11,900	10	4,010
大 島	0	0	1,560	30,800	18	1,870
県 計	183	14,300	7,660	338,100	514	1,269,000

（単位：戸，千羽）

地 域	レイヤー		ブロイラー	
	戸 数	羽 数	戸 数	羽 数
鹿児島	1	-	15	444
指 宿	0	0	7	355
川 辺	22	2,842	36	1,357
日 置	6	149	13	603
薩 摩	6	242	64	3,408
出 水	55	3,335	43	2,010
伊 佐	3	317	5	212
始 良	8	2,039	66	2,432
曾 於	9	2,988	85	6,551
肝 属	7	401	64	5,956
熊 毛	3	4	4	5
大 島	4	53	2	2
県 計	119	11,717	377	27,970

※資料：県畜産課調べ（鹿児島県における家畜の飼養戸数・頭羽数（市町村別データ））

県計については、農林水産省調べ（畜産統計（平成31年2月1日現在））のため、地域の合計と異なる。

(2) 小動物の飼養状況

本県における犬、猫、小鳥など一般家庭において飼育される動物（以下「小動物」という。）の飼育頭羽数などに関する地域別の統計資料はなく、参考指標として以下に狂犬病予防接種頭数及び犬・猫の抑留頭数（捕獲・引取り）を示す。

ア 本県の人口と狂犬病予防接種頭数

(単位：人，世帯，頭)

地 域	令和元年度	
	総人口（総世帯数）	接種頭数
鹿児島	595,895 (276,983)	17,813
指 宿	39,172 (17,928)	1,525
川 辺	87,214 (39,402)	3,070
日 置	74,787 (31,449)	2,629
薩 摩	113,338 (50,207)	3,955
出 水	81,443 (35,502)	3,318
伊 佐	24,698 (12,214)	919
始 良	210,092 (92,784)	8,178
曾 於	75,506 (34,605)	4,044
肝 属	149,781 (67,972)	5,973
熊 毛	40,041 (19,366)	2,023
大 島	104,808 (49,102)	4,260
県 計	1,598,768 (727,514)	57,707

※総人口及び総世帯数は、県統計課調べ（県推計人口及び人口動態（令和2年2月1日現在））

※狂犬病予防接種頭数は、令和2年度県獣医師会総会資料より令和元年度実績

イ 令和元年度県及び鹿児島市における犬・猫の抑留（捕獲・引取り）頭数

(単位：頭)

		犬捕獲頭数	犬引取頭数	猫引取頭数
鹿児島市		102	21	767
加世田	指 宿HC	13	1	22
	加世田HC	44	8	125
	伊集院HC	32	10	82
小 計		89	19	229
川 薩	川 薩HC	44	10	34
	出 水HC	53	7	26
	大 口HC	10	17	3
小 計		107	34	63
始 良	始 良HC	116	2	97
	志布志HC	68	22	96
	鹿 屋HC	92	8	76
小 計		276	32	269
管理所計		472	85	561
離 島	西之表	4	7	17
	屋久島	7	2	21
	名 瀬	46	5	67
	徳之島	146	19	16
離島計		203	33	121
合 計		777	139	1,449

※県内保健所（HC）の実績調査より。

(3) 本県計画に係る留意事項

ア 地域区分について

獣医療を提供する体制を整備していくことを目的とした本県計画書において、その基礎となる地域区分は、飼育動物の飼養状況などの把握が可能である以下の13地域とする。

地 域	地区内市町村	市町村数
鹿児島	鹿児島市，三島村，十島村	1市2村
指 宿	指宿市	1市
川 辺	枕崎市，南さつま市，南九州市	3市
日 置	いちき串木野市，日置市	2市
薩 摩	薩摩川内市，さつま町	1市1町
出 水	阿久根市，出水市，長島町	2市1町
伊 佐	伊佐市	1市
始 良	霧島市，始良市，湧水町	2市1町
曾 於	曾於市，志布志市，大崎町	2市1町
肝 属	鹿屋市，垂水市，東串良町，肝付町，錦江町，南大隅町	2市4町
熊 毛	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町	1市3町
大 島	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町	1市3町2村
徳之島	徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町	6町

43市町村（19市20町4村）

イ データ集計について

(ア) 本県計画書における診療施設に係る現状の数値は、県内の全診療施設開設者に対し、就業人員及び施設などの整備数並びに診療状況などに係る実態調査を実施し、その結果（全369施設中348施設回答）を取りまとめたものである。

(イ) 診療施設数や獣医師数については、(ア)の実態調査の回答において日常の業務のうち主な診療対象が産業動物か小動物であるかによって、大きく「産業動物分野」と「小動物分野」に区分し、集計した。

(ウ) 診療施設以外の検査・研究機関や行政機関のうち食肉衛生検査所や保健所などの保健福祉機関は、本県計画書中の獣医師や施設に関する表に計上されない。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設数（令和2年4月現在）

本県内の各地域における診療施設開設届出のある施設数は、以下のとおりである。（診療施設には、獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含む。）

ア 産業動物分野

（単位：か所）

地域	施設数	内容（開設主体の種類別内訳）							備考
		県の施設 うち 家保	市町村	農業協 同組合	農業共 済組合	法人その 他の団体	獣医系 大 学	個人開 設施設	
鹿児島	28		3	1	2	7		15	
指 宿	4				1			3	
川 辺	14	1	1		3	3		7	
日 置	5	2	1		2			1	
薩 摩	14	1	1		2	3		8	
出 水	11			2	2	3		4	
伊 佐	9				1	6		2	
始 良	20	2	1		3	9		6	
曾 於	39	2	1	2	3	9	1	22	
肝 属	51	1	1		11	14		25	
熊 毛	10	1	1		1	3		5	
大 島	8	3	3	1	2			2	
徳之島	10	3	3		3	1		3	
県 計	223	16	13	4	5	36	58	1	103

イ 小動物分野

（単位：か所）

地域	施設数	内容（開設主体の種類別内訳）							備考
		県の施設 うち 家保	市町村	農業協 同組合	農業共 済組合	法人その 他の団体	獣医系 大 学	個人開 設施設	
鹿児島	62		1			27	1	33	
指 宿	5					2		3	
川 辺	6	1						5	
日 置	7					3		4	
薩 摩	6	1				3		2	
出 水	5					2		3	
伊 佐	2					1		1	
始 良	23	2				8		13	
曾 於	6					2		4	
肝 属	14					4		10	
熊 毛	8	2						6	
大 島	11	2	2			2		5	
徳之島	4	2						2	
県 計	159	10	3			54	1	91	

(2) 産業動物分野における主要な診療機器等

産業動物分野における診療施設の整備の現状は、次のとおりである。

なお、これは令和2年に鹿児島県が実施した実態調査の結果などを取りまとめたものである。

ア 診療設備の整備状況及び診療機器の整備状況

(単位：か所，台)

地域	開設主体の種類	施設数	施設の整備			機器の整備			備考
			検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置	
県計	県施設	16	17	1	11	7	10		
	うち家保	13	10		5	2			
	市町村	4					3		
	農協	5	1		1				
	農業共済組合	36	19	8	1	10	98	8	
	法人その他	58	20	7	6	8	38	6	
	獣医系大学	1	1			1	1	1	
	個人	103	25	10	3	14	39	8	
	計	223	83	26	22	40	189	23	

(3) 小動物分野における主要な診療機器等

小動物分野における診療施設の整備の現状は、次のとおりである。

なお、これは令和2年に鹿児島県が実施した実態調査の結果などを取りまとめたものである。

ア 診療設備の整備状況及び診療機器の整備状況

(単位：か所，台)

地域	開設主体の種類	施設数	施設の整備			機器の整備			備考
			検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置	
県計	県施設	10	3			1	1		
	うち家保	0							
	市町村	3		2			2		
	農協	0							
	農業共済組合	0							
	法人その他	54	37	42	2	48	45	44	
	獣医系大学	1	3	7	1	3	6	3	
	個人	91	59	70	2	71	66	70	
	計	159	102	121	5	123	120	117	

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、家畜衛生に関する指導機関として、生産者が抱える衛生管理技術に関する課題に対応するため、鹿児島中央家畜保健衛生所病性鑑定課を中心に家畜の疾病診断におけるより専門的な検査機器などの整備を図る。特に、家畜伝染病などの発生に迅速に対応するため、病原体の交差汚染及び拡散防止等のバイオセキュリティ向上など、危機管理拠点として家畜保健衛生所の機能強化を図るとともに、危機管理体制の再点検・強化、病性鑑定機能の充実・強化を図る。

イ 農業協同組合等

農業協同組合等の診療施設については、牛、豚及び鶏などの大家畜、中小家畜を飼養する農場を中心に衛生指導及び診療が行われており、日常的な診断機器や防疫機材などの整備を図ることにより、農場の生産性向上や生産者の飼養衛生管理に関する意識向上などを啓発する必要がある。

ウ 農業共済組合等

農業共済組合の診療施設については、牛などの大家畜を飼養する組合員を中心に診療が行われており、日常的な一般血液生化学検査などの検査機器や超音波診断装置などの診断機器の整備が進んでおり、更に充実を図ることにより、効率的な診療を推進するとともに、必要な施設・機器などの整備については、近年産業動物診療分野においても高度獣医療の提供に対するニーズが高まっていることから、過剰な設備投資とならないよう配慮しつつ整備推進を図る。

エ 産業動物開業

産業動物に係る個人開業診療施設については、家畜保健衛生所、農業共済組合、その他の獣医療関連施設を効率的に活用し、診療施設間の機能分担・業務連携を強化するとともに、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、必要な施設・機器などについては、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用などにより、その整備の推進を図る。

オ 小動物開業

小動物分野における診療施設については、より高度かつ広範な診療技術、丁寧かつ的確な診療内容の説明及び保健衛生指導が求められており、これらのニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、獣医師と愛玩動物看護師との連携によるチーム獣医療提供体制の確立を図る。また高度かつ多様な診療技術を提供していくため、診療施設の専門化及び一次診療施設と二次診療施設の連携・協力の確保等、地域獣医療のネットワーク体制の整備の推進を図る。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

1 地域の設定

本県における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域については、家畜の飼養規模などを反映させた施設整備や獣医師確保を行っていくことが重要である。畜産統計などで示された市郡地域を基本とし、大島地区については家畜保健衛生所の所管にて区分することで以下の13地域と設定する。

2 各地域の概況

(1) 鹿児島地域

鹿児島地域は、鹿児島市と離島の三島村及び十島村を抱える広範囲な地域である。畜産の飼養規模としては県内で最も少ないが、鹿児島市では繁殖経営を主体とする肉用子牛の生産を行っており、受精卵の採取及び移植も積極的に行われている。三島村及び十島村においては、草地造成による放牧形態の肉用牛繁殖が盛んであり、子牛生産基盤が充実されつつある。鹿児島市での獣医療は農業共済組合家畜診療所や開業獣医師による診療体制がとられているが、離島においては獣医師が巡回での診療を行っており、ICT等を活用しての遠隔診療の導入を検討しながら獣医師及び施設ともにより一層整備していく必要がある。

(2) 指宿地域

指宿地域では、地域全体的に肉用牛肥育と繁殖及び養豚が盛んで、農業共済組合家畜診療所と個人開業を中心に診療が行われている。受精卵移植の活用も盛んに実施されており、今後は肉用牛繁殖経営の増加や一層の経営規模拡大が進展する傾向にあるため、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導徹底や地域診療施設などとの連携強化や情報交換を的確に進める必要がある。

(3) 川辺地域

川辺地域では、南九州市を中心に肉用牛肥育、乳用牛、豚、採卵鶏の飼養が盛んに行われており、診療については、川辺、枕崎、加世田、知覧等の各地域に設置された農業共済組合家畜診療所が主体となり、管理獣医師や個人開業による診療も行われている。今後は、より一層の経営規模拡大が見込まれるため、さらに診療技術の向上と獣医療体制の充実を図る必要がある。

(4) 日置地域

日置地域は、肉用牛肥育と繁殖が盛んな地域である。近年、高齢化や後継者不足により飼養戸数は減少傾向にあるが、1戸当たりの飼養規模は拡大している。また、地域の畜産関係団体と協力し受精卵移植技術研究会を創設し、受精卵移植技術の普及定着を図っている。今後も、地域内の飼養頭数については現状維持が見込まれるため、農業共済組合家畜診療所等の診療機関において必要となる獣医師の確保及び施設の整備を進める必要がある。

(5) 薩摩地域

薩摩地域は、県内有数の肉用子牛生産地帯であり、生産牛が多く飼養されている。近年、高齢化や後継者不足により飼養戸数は減少しているが、飼養頭数に大きな変動はなく、1戸あたりの飼養頭数は増加している。現時点では、獣医療の提供体制に問題は認められないが、今後一層複雑化・多様化する家畜疾病等に対応するため、農業共済組合家畜診療所等で必要となる獣医師の確保、施設の整備、関係機関・団体との連携した取組を進める必要がある。

(6) 出水地域

出水地域は、従来より肥育牛飼養地域であるが、近年、生産牛の導入も行われ、肉用子牛生産経営は増加傾向にある。一方、出水地域は鶏の飼養羽数も多く、冬場はカモやツルの越冬場所にもなっていることから、高病原性鳥インフルエンザに対する防疫対応においても重要な地域となっている。また、長島町は水産養殖業が盛んな地域でもある。

これらのことを踏まえ、今後は肉用牛対象の農業共済組合家畜診療所等の産業動物臨床獣医師の確保及び鶏や魚類に対応する獣医師の養成・確保、施設の整備、関係機関・団体との連携した取組を進める必要がある。

(7) 伊佐地域

伊佐地域は、肉用子牛生産地帯であるが、近年、高齢化や後継者不足により飼養戸数が減少しており、生産基盤の強化、生産性の向上及び生産コストの低減等を図る必要がある。今後も飼養戸数については減少傾向が続くと予想されるが、飼養頭数については、1戸当たりの規模の拡大により現状維持の頭数が見込まれるため、農業共済組合家畜診療所などの診療施設における必要な獣医師確保及び施設の整備を進める必要がある。

(8) 始良地域

始良地域は、県内有数の肉用子牛生産地帯であるが、近年、高齢化や後継者不足により飼養戸数が減少しており、生産基盤の強化、生産性の向上及び生産コストの低減等を図る必要がある。今後も飼養戸数については減少傾向が続くと予想されるが、飼養頭数については、1戸当たりの規模の拡大により現状維持の頭数が見込まれるため、農業共済組合家畜診療所などの診療施設における必要な獣医師確保及び施設の整備を進める必要がある。

(9) 曾於地域

曾於地域は、県内における肉用牛の一大生産地帯であるとともに、鶏や豚についても、農協系統や企業などの大規模農場が見受けられる大生産地帯である。農家の高齢化や後継者不足から飼養戸数の減少傾向は続いているが、1戸当たりの規模拡大により頭数は維持されているのが現状である。これからの畜産振興を図る上で獣医師には診療に加え、飼養衛生管理の指導や食品安全、経営管理等の幅広いサービスの提供による農場の生産性向上が求められる。そのため農業共済組合家畜診療所などの診療施設については、個体診療だけではなく農場単位での集団診療をはじめ幅広い知識と技術を有した獣医師の確保並びに高度な獣医療を提供できるような診療施設の整備が必要である。

(10) 肝属地域

肝属地域は、県内における肉用牛及び乳用牛並びに豚の飼養頭数が最も多く、農協系統や企業等の大規模農場が見受けられる地域である。他の地域と同様に戸数の減少傾向は続いているが、1戸当たりの規模拡大により頭数は維持されているのが現状である。従来の個体診療だけではなく、農場単位の集団の診療に対応した獣医師の確保や診療施設の整備が必要である。

(11) 熊毛地域

熊毛地域は、豊富な草資源を利用した繁殖経営が主体の肉用子牛生産地帯であるとともに、乳用牛については、肝属地域に次いで飼養頭数規模となっている。農家の高齢化などにより飼養戸数は減少しているが、1戸当たりの規模の拡大により頭数の現状維持が見込まれるため、農業共済組合家畜診療所などの診療機関における必要な獣医師確保及び施設の整備を進める必要がある。

(12) 大島地域

大島地域は、近年、高齢化や後継者不足により飼養戸数が減少しており、生産基盤の強化や生産コストの低減などを図る必要がある地域である。今後は、飼養戸数の減少と1戸当たり飼養頭数の増加が予想されることから、子牛の商品性・生産性向上を図るため家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導徹底や地域診療施設などとの更なる連携強化及び情報交換を的確に進める必要がある。

(13) 徳之島地域

徳之島地域は、温暖な気候を生かし、豊富な草資源を利用した繁殖経営が主体の肉用子牛生産地帯である。サトウキビ栽培や他作物との複合経営を行う小規模農場が多く、近年、生産者の高齢化等により飼養戸数は減少しているが、1戸当たりの飼養規模の拡大により、地域内の飼養頭数についてはやや増加しており、今後もその傾向が継続すると見込まれる。子牛の商品性・生産性向上を図るため、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導徹底や農業共済組合家畜診療所など地域診療施設等との連携強化や情報交換を的確に進める必要がある。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 各地域における獣医師数の現状（令和2年4月現在）

本県内の各地域における診療施設において診療業務に従事する獣医師数及び年齢構成等は、以下のとおりである。（獣医師数には、獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含む。）

（1）産業動物分野

ア 各地域における診療施設別の獣医師数

（単位：人）

地域	獣医師数	内容（開設主体の種類別内訳）						
		県の施設 うち 家保	市町村	農業協 同組合	農業共 済組合	法人その 他の団体	獣医系 大 学	個人開 設施設
鹿児島	49		13	5	7	9		15
指 宿	14				9			5
川 辺	31	10	10		10	3		8
日 置	29	18	17		10			1
薩 摩	38	11	11		15	4		8
出 水	28			5	10	9		4
伊 佐	14				5	7		2
始 良	42	16	10		10	10		6
曾 於	72	18	12	4	18	9	1	22
肝 属	69	13	13		14	18		24
熊 毛	16	3	3		4	4		5
大 島	10	4	4	1	3			2
徳之島	20	5	5		11	1		3
県 計	432	98	85	14	14	126	74	105

イ 診療施設別の年齢構成等

（単位：人，歳）

		～30代	40代	50代	60代	70代～	獣医師数	平均年齢
県	全 体	36	29	30	3		98	42.1
	うち女性	16	7	5	1		29	38.8
市町村	全 体	4	6	1	1	2	14	63.9
	うち女性	1	3				4	38.8
農協	全 体	5	5	3	1		14	43.9
	うち女性	1					1	25.0
共済	全 体	60	31	32	3		126	43.0
	うち女性	17	5	1			23	38.8
法人その他	全 体	17	9	13	25	10	74	52.9
	うち女性	4	1	3	4	1	13	49.6
獣医系大学	全 体			1			1	52.0
	うち女性							
個人	全 体	4	12	22	34	33	105	63.1
	うち女性		3	1	3		7	52.2
計	全 体	126	92	102	67	45	432	51.6
	うち女性	39	19	10	8	1	77	40.5

(2) 小動物分野

ア 各地域における診療施設別の獣医師数

(単位：人)

地域	獣医師数	内容（開設主体の種類別内訳）							
		県の施設 うち 家保	市町村	農業協 同組合	農業共 済組合	法人その 他の団体	獣医系 大 学	個人開 設施設	
鹿児島	122		7			47	29	39	
指 宿	6					3		3	
川 辺	9	2						7	
日 置	7					3		4	
薩 摩	9	2				5		2	
出 水	11					7		4	
伊 佐	2					1		1	
始 良	46	6				22		18	
曾 於	10					4		6	
肝 属	21					8		13	
熊 毛	10	2						8	
大 島	24	4	10			5		5	
徳之島	6	3				1		2	
県 計	283	19	0	17	0	0	106	29	112

イ 診療施設別の年齢構成等

(単位：人，歳)

		～30代	40代	50代	60代	70代～	獣医師数	平均年齢
県	全 体	3	10	3	1	2	19	47.8
	うち女性	1	7	1			9	44.1
市町村	全 体	8	2	3	3	1	17	43.2
	うち女性	3	1	1			5	33.4
農協	全 体							
	うち女性							
共済	全 体							
	うち女性							
法人その他	全 体	39	27	18	17	5	106	46.1
	うち女性	18	13	6	1		38	43.9
獣医系大学	全 体	10	11	7	1		29	41.6
	うち女性	4	2				6	36.3
個人	全 体	14	32	29	21	16	112	56.3
	うち女性	6	11	7	2	2	28	47.7
計	全 体	74	82	60	43	24	283	47.0
	うち女性	32	34	15	3	2	86	41.1

(3) 獣医師法第22条に基づく届出概況（令和2年12月末現在 参考）

獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられている。

(単位：人)

地域	届出者数	職域による内訳						
		開業	公務員	農業協同組合	農業共済組合	団体	企業	その他
鹿児島	304	79	58	5	12	75	32	43
指宿	24	11	1		8			4
川辺	81	15	41		21		2	2
日置	43	9	32					2
薩摩	53	18	13		16		2	4
出水	67	18	26	3	9	1	2	8
伊佐	36	6	24		5			1
始良	109	52	29		10	1	4	13
曾於	143	37	76		19	4	4	3
肝属	121	53	39		14		2	13
熊毛	27	15	5		5			2
大島	28	9	10		3	1	1	4
徳之島	26	6	8		11			1
県計	1,062	328	362	8	133	82	49	100

※届出者総数1,065名のうち、県外勤務かつ県外在住の3名については表に含まない。

2 令和12年度における獣医師の確保目標

産業動物分野における産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保が喫緊の課題となっている。そこで、獣医師の確保目標を主な診療形態により（1）産業動物臨床獣医師と（2）公務員獣医師について記載する。

(1) 産業動物臨床獣医師の確保目標

ア 牛の飼養戸数及び頭数（肉用牛及び乳用牛）

(単位：戸、頭)

地域	平成31年		令和12年	
	戸数	頭数	戸数	頭数
鹿児島	287	9,190	219	9,964
指宿	100	23,500	76	25,537
川辺	130	29,800	97	32,172
日置	134	10,580	102	11,466
薩摩	603	31,730	461	34,467
出水	251	24,790	191	26,901
伊佐	258	13,240	196	14,221
始良	693	26,730	527	28,862
曾於	1,746	60,750	1,332	65,857
肝属	1,583	77,930	1,206	84,365
熊毛	508	14,210	385	15,220
大島	130	4,400	99	4,781
徳之島	1,430	26,400	1,093	28,688
県計	7,843	352,400	5,984	382,500

※県計（令和12年）については、「鹿児島県酪農・肉用牛生産近代化計画」より。各地域の数値は、県畜産課が推計した頭数等をもとに令和12年度における県計目標数を按分。

イ 豚・鶏の飼養戸数及び頭羽数

(単位：戸，千頭，千羽)

	平成31年		令和12年	
	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数
豚	514	1,269	370	1,273
鶏	496	39,687	490	42,580
レイヤ-	119	11,717	71	12,600
ブロイラー	377	27,970	419	29,980

※飼養頭羽数及び豚の飼養戸数は、「鹿児島県家畜改良増殖計画・鶏の改良増殖計画」より。
鶏の戸数は、過去10年間の飼養戸数の推移から令和12年度の数値を算出。

ウ 産業動物臨床獣医師の確保目標

令和12年度の必要と見込まれる産業動物臨床獣医師数は、令和2年に鹿児島県が実施した実態調査（調査対象施設223か所，うち203か所回答）において、畜種ごとの一人当たりの年間診療可能頭数又は年間診療可能戸数を調査し、それをもとに算出した。

(ア) 令和12年度における乳用牛，肉用牛の診療獣医師確保目標

令和12年度に予想される飼養頭数を獣医師一人当たりの年間診療可能頭数で除して算出した。

--- (各地域における一人当たり年間診療可能頭数の算出) ---

令和元年度における県内各組合の共済診療件数の多い獣医師10名ずつ（10名に満たない地域は全員）について診療件数などを集計することにより、地域における一人当たりの年間診療可能頭数を算出

- (a) 平均診療可能回数/日/人 = 10名の年間診療回数 ÷ 10 ÷ 年間診療日数
- (b) 県内の平均診療日数 = 300日と仮定
- (c) 1疾病当たりの診療日数 = 10名の（年間診療回数 ÷ 診療件数）
- (d) 疾病事故発生率 = 令和元年度の（地域内の年間診療件数 ÷ 地域内飼養頭数）
- (e) 診療シェア = 10名の年間診療件数 ÷ 地域内の総診療件数

$$\text{一人当たり年間診療可能頭数} = a \times b \div c \div d \times e$$

(イ) 令和12年度における豚，鶏等の診療獣医師確保目標

令和12年度に予想される飼養戸数を獣医師一人当たりの年間診療可能戸数で除して算出した。

< 産業動物臨床獣医師の畜種別の確保目標数 >

(単位：人)

	牛	豚	鶏等	合計
目標人数	276	36	30	342

< 産業動物臨床獣医師の地域別の確保目標数 >

(単位：人)

地 域	令和2年4月現在の獣医師数 A	令和12年度における獣医師の確保目標 B	令和12年度までに退職・廃業が想定される獣医師数 C	令和12年度推定獣医師数 (A-C) D	令和12年度までに確保すべき獣医師数 (B-D) E
鹿児島	30	73*	12	18	27*
指宿	14		6	8	
川辺	21		9	12	
日置	12		4	8	
薩摩	27	64*	11	16	24*
出水	27		3	24	
伊佐	14	34*	7	7	10*
姦良	32		15	17	
曾於	60		17	43	
肝属	56	131*	24	32	56*
熊毛	13	15	7	6	9
大島	6	9	5	1	8
徳之島	15	16	2	13	3
合 計	327	342	122	205	137

※相互の地域に乗り入れ診療を行う獣医師が多く認められるため、確保目標は合算で表示。

(2) 公務員獣医師の確保目標

我が国においては、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫等の家畜伝染病発生に対する危機管理体制の強化や、薬剤耐性菌対策、畜産物の安定供給や食品の安全性の確保など要求される獣医療が複雑化・多様化しており、今後も家畜保健衛生所における業務量は増加することが見込まれる。

本県においては、獣医師の増員、採用年齢の引き上げなどにより適切な対応を行ってきたところであるが、産業動物分野の就業を希望する獣医系大学の学生が少ないことなどから、新規採用者の十分な確保が困難な状況にある。

また、本県は全国有数の畜産県となっていることもあり、家畜保健衛生所獣医師一人当たりの管理頭数及び戸数は全国でも多い状況にある。

こうした中、令和12年度における飼養頭羽数はわずかながらではあるが増加するものの、飼養戸数は約20%程度減少することが見込まれるところであり、その時点における県の獣医師が担うべき業務量を見込むことは難しいが、今後とも的確な業務の遂行や必要な行政サービスを提供するため、これらの業務に従事する獣医師の計画的な確保に努める必要がある。

< 産業動物分野における公務員獣医師 >

(単位：人)

	令和2年4月現在の獣医師数	令和12年度までの退職予定者数
県職員	107	19
農政部	107	19
うち家保	81	15

3 獣医師の確保対策

近年、新規就業獣医師の多くが小動物分野に就業することから、本県においても産業動物分野及び公務員獣医師の新規採用者の慢性的な不足が問題となっている。こうした職域偏在の要因としては、産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の活動内容、意義・魅力を知る機会が少ないこと、小動物分野に比べ臨床的な専門性を活かすことが困難なことなどが挙げられる。最近では高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病発生時の防疫対応や疫学調査、飼養衛生管理基準の指導等を含む家畜伝染病予防法に係る業務の多様化に加えて、農場HACCP、JGAP家畜・畜産物に係る指導等の新たな業務の需要が高まっていることから、これらの業務を担う獣医師の確保が重要と考えられる。

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保

獣医系学生に対し、産業動物分野及び公務員分野への就業誘導を図るため、引き続き、獣医系大学16大学（令和4年度から17大学）を訪問し、業務内容や県の修学資金の紹介、職員採用案内などを行い、県内への就業誘引を図る。

また、農業共済組合や家畜保健衛生所などでの臨床実習や国の支援事業で行われる産業動物診療や家畜衛生行政を理解するための臨床実習等のインターンシップなどを積極的に受け入れるとともに、鹿児島大学における講座「獣医キャリア形成論」の中で業務内容等の紹介を行い、産業動物臨床獣医師や家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所などに勤務する公務員獣医師への就業・定着の誘導に努める。

これらの取組に加えて、国事業の修学資金支援を活用し、産業動物分野への就業誘引を図るとともに、地元大学への地域優先入学枠設定の要請を継続する。

(2) 労働をめぐる職場環境などの整備推進

安全な畜産物生産や動物・人の健康保護に大きく貢献していることなど、産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の果たす役割について、ホームページや広報誌を利用して広く周知を行うことにより県民の理解醸成を図る。

また、近年、女性獣医師の占める割合が大きくなっていることや働き方改革にも対応する必要があることも踏まえ、男女ともに産休・育休が取得しやすく、長期にわたり育休を取得していた職員も復職しやすい、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる職場環境の整備を推進し、獣医師の定着を図る。

(3) ネットワーク体制の整備

産業動物分野や県の家畜衛生及び公衆衛生分野の活動を支援するため、貴重な技術や知識・経験を持つ退職者や一時的に休職している獣医師の積極的な活用を図る。

また、鹿児島大学共同獣医学部卒業生や獣医師会会員の就業状況の情報の収集、把握を行い、必要に応じて就業を紹介できる体制の取り組みを検討する。

さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病が発生した場合の疑似患畜等の殺処分、消毒等の防疫措置や疫学調査に対応するため、県獣医師会と連携して人的支援体制の構築を強化する。

(4) 再就職支援

産業動物獣医師や公務員獣医師及び畜産関連産業に係る技術や知識・経験を持つ獣医師の活用を図るため、引き続き、これらの職場を定年退職した獣医師や未就業の獣医師などの人材を有効活用するよう、求人・求職に関する情報の提供や斡旋を推進する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、家畜保健衛生所が中心となり、農業共済組合家畜診療所、動物衛生研究部門九州研究拠点、鹿児島大学、県獣医師会、個人開業などと連携しながら、それぞれが有する機能及び業務の充実・強化を図るものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域防疫の拠点機関として位置づけられていることから、同所を核として地域振興局、市町村、農業協同組合、農業共済組合、地区獣医師会、自衛防疫協議会支部、地区人工授精師会、県酪農業協同組合、食肉衛生検査所、食肉処理場及び食鳥処理場、保健所、化製処理場、生産者団体など関係機関から構成する地域防疫対策協議会を組織して、以下の事項において組織的な家畜防疫体制の強化を推進する。

また、県では、家畜保健衛生所等の家畜衛生に関係する機関が鹿児島大学共同獣医学部越境性動物疾病制御研究センターの研究について状況に応じて、協力できるよう連携体制の強化に努める。

(1) 家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化

農家や生産者団体による飼養衛生管理基準の遵守や家畜保健衛生所による疾病立入巡回を計画的に実施するとともに、農業共済組合家畜診療所や個人開業の協力を得て、異常家畜の早期発見・早期通報体制の整備を推進し、万全な発生予防対策に努める。

(2) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化

「鹿児島県口蹄疫防疫対策マニュアル」、「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」及び「鹿児島県豚熱防疫対策マニュアル」に基づき、疑似患畜などの殺処分・焼埋却、消毒など初動防疫が迅速かつ的確に実施されるよう、県下全体の関係機関が一同に集合して実施する実践的な防疫演習や地域防疫演習並びに家畜防疫会議などを定期的に行い、防疫意識の高揚や役割の明確化、防疫資材の備蓄など初動防疫における即応体制の強化を推進する。

また、国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策に関する情報は、市町村、畜産関係団体及び生産者に対して迅速に提供し、家畜防疫に対する意識の高揚を図る。

(3) 続発などの大規模発生に対する防疫支援体制の整備

家畜保健衛生所の組織力強化に加え、公衆衛生部局、臨床獣医師、市町村、関係機関と連携し家畜防疫員を確保するとともに、家畜伝染病の万が一の発生に備えて、殺処分等の防疫活動が迅速に実施されるよう県獣医師会等と防疫業務協定を締結するなど緊急時に必要な支援体制を構築しており、さらなる支援体制の強化を推進する。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進するため、家畜保健衛生所、農業共済組合家畜診療所、鹿児島大学、動物衛生研究部門九州研究拠点などの家畜診療施設及び診療機器などにおいては、当該施設間の連携・協力の下で、診療獣医師によるこれらの施設・機器の積極的かつ効率的な利用を促進する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、県獣医師会による四部会(産業動物・公衆衛生・家畜衛生・小動物部会)や県内獣医師や関係機関で構成する家畜疾病診断研究会や鶏病研究会などを活用して、動物衛生研究部門九州研究拠点、鹿児島大学、家畜保健衛生所、農業共済組合や民間団体・個人開業などの獣医療関連機関が相互に情報交換できる体制を推進する。

また、食肉衛生検査所と家畜保健衛生所が連携し、家畜診療における家畜疾病発生状況や抗体検査などの衛生検査成績や食肉・食鳥検査成績などの情報交換により、家畜診療や保健衛生指導並びに食肉衛生検査に活用する獣医療情報の提供システムをさらに強化し、安全な畜産物の安定的な供給に努める。

4 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大した畜産経営における集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、各種検査など総合的かつ高度な専門技術を必要とするが、このうち、特殊な機器や施設を必要とする技術については家畜保健衛生所などにおいて対応できるよう機器や施設の整備に努めるとともに、動物衛生研究部門九州研究拠点や鹿児島大学並びに民間製薬会社の研究所や民間検査機関などを活用するなど衛生検査機関との業務の連携を促進する。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

離島など遠隔地での診療においては、今後、獣医療の提供が困難となる地域が生じる懸念がある。農業共済組合や県獣医師会など獣医療関係機関と意見の調整を行い、近隣の診療施設による診療の提供や診療施設の効率的配置により、当該地域に対する診療を提供する体制の整備を促進する。

それでもなお、十分な診療の提供が確保できない場合には、獣医療関係者間の意見の調整を十分に図った上で、家畜保健衛生所等公的機関による補完的な診療の提供に努めるほか、遠隔地等における診療の効率化を図るため、情報通信機器等を用いた診療を提供する体制の整備を支援する。

6 産学官が連携した研究開発

大規模化する飼養形態の変化に対応した集団管理衛生技術や家畜伝染病の発生予防・まん延防止に係る技術開発・普及や新興・再興感染症対策など「One Health」の考え方に基づく新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発が望まれる。そのため家畜保健衛生所や診療獣医師を中心として、県の畜産試験場や動物衛生研究部門九州研究拠点や鹿児島大学、民間製薬会社の研究所並びに畜産関係団体や生産者などとの連携を促進するとともに、大学、市町村、県、畜産関係団体等との連携により、獣医系大学の学生の教育及び研究拠点の整備を促進する。

第5 診療上必要な技術の研修及びその他の獣医療の技術向上に関する事項

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

臨床現場における実践的な診療技術の習得や畜産農家とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令及び食品の安全性、「One Health」の考え方に基づく薬剤耐性対策などに関する知識・技術の習得を図るため、県獣医師会による産業動物臨床講習会や農業共済組合による産業動物臨床実習、鹿児島大学における獣医キャリア形成論の講義や牧場実習などの連携による臨床教育を充実させる。

(2) 公務員分野

県は、国や獣医師会などが実施する技術研修会、講習会、調査研究発表会などへ積極的に獣医師職員を参加させ、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護管理などの行政に携わっていく上で必要な知識・技術の習得に努める。技術研修や講習会などで得た畜産及び関連産業に関する基本的知識や技術などについては、伝達講習会の開催などにより、各地域の職員への知識や技術の普及を図るとともに実務経験を通してより専門性をもたせる。

口蹄疫など家畜伝染病の大規模な発生を想定して、家畜衛生部局だけでなく、公衆衛生部局の獣医師、臨床獣医師、市町村、関係機関などが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築するため防疫演習を実施し検証する。また家畜伝染病発生時など、緊急に獣医師の確保が必要となる場合に備え、家畜保健衛生所をはじめとする公務員獣医師、産業動物臨床獣医師に対して家畜防疫に関する技術や知識、飼養衛生管理基準の指導などについて研修会を行うように推進する。

(3) 小動物分野

県獣医師会などは、新規獣医師に必要な実践的な診療技術の習得や飼育者との適切なインフォームドコンセントの実施によるコミュニケーション能力の向上に加え、実務上求められる法令遵守や職業倫理、動物福祉の重要性を再認識させる研修会、講習会の開催を積極的に行う。また、関係法令に関する知識や考え方の習得や人獣共通感染症対策としての保健衛生指導、「One Health」の考え方に基づく薬剤耐性対策などに関する知識の習得がなされるような研修会、講習会への参加を促進する。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

個体診療だけではなく集団管理衛生技術、農場経営や飼養衛生管理、農場HACCP、JGAP家畜・畜産物などに対する実践的な技術を提供する管理獣医師の育成が求められており高度な専門的技術の習得を図るため、県獣医師会や農業共済組合、中央団体などの開催する技術研修、講習会、学会などへの参加促進を図る。また大学などの二次診療施設と共済組合や開業獣医師との連携により獣医師の高度な診療・治療の知識と技術の習得や臨床的な研究を充実させる。

(2) 公務員分野

県は、国や中央団体並びに民間製薬会社の研究機関などにおいて開催される研修会・講習会に積極的に獣医師職員を参加させるよう努め、資質向上を図るとともに共同研究や技術開発の成果普及に努める。また、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を行うほか、スキルアップのための研修として職員自らが立案した国内、国外の研修を支援し充実させる。

(3) 小動物分野

県獣医師会は、専門性の高い獣医療技術の習得を目的として実施される技術研修会や獣医師会が主催する学会、講習会、小動物部会などへの参加を促進する。また一般の診療施設と大学などの二次診療施設との連携・協力体制をとり、診療する獣医師の高度な専門的な知識と技術の習得を図る。

3 生涯研修等

診療獣医師が日進月歩する獣医療技術及び海外悪性伝染病、新興・再興感染症に関する最新の知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくために、県獣医師会が行う学会、研修会、講習会への参加や関連する教材などの利用促進を図る。また、研修施設への移動が困難な離島地域などに勤務する獣医師についても、情報通信機器などを活用した教材の利用による研修の促進を図る。

さらに、県や県獣医師会などは、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加促進を図り、復職、再就職が円滑になされるよう支援する。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政、動物愛護管理行政など各分野の獣医療の状況を把握し、獣医師に対する社会的ニーズや果たすべき責任、生産者や消費者から期待される獣医療の水準などの把握に努める。また、獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚、畜産物の安全性に係るリスク管理などの社会的要請を踏まえ、獣医療に対する監視指導體制の整備、獣医療に関する相談窓口の明確化に努める。

2 飼育者の衛生意識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野及び公務員分野

県や獣医師会及び県家畜畜産物衛生指導協会は、相互に連携しながら畜産農家に対して、家畜衛生対策や家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守並びにワクチン接種など疾病発生予防のための自主的取り組みである自衛防疫活動の強化を始めとして、家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、農場HACCPやJGAP家畜・畜産物の普及の促進を図る。

(2) 小動物分野

県においては、令和3年3月に令和12年度を目標年度とする「鹿児島県動物愛護管理推進計画」を策定し、「動物愛護思想の普及の推進」、「適正飼養等の推進」、「県民と動物の安全確保」、「関係者間の協働関係の構築」などの施策方針を掲げ、県・関係機関・県民一体となって計画の推進を行っているところである。今後も関係機関一体となり、小動物の適切な健康管理を図るため、今後導入される愛玩動物看護師との連携によるチーム獣医療の提供体制を充実させるとともに、飼育者に対する動物愛護思想、適正飼養、動物由来感染症などの衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図る。さらに、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制に必要な条件整備を推進する。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会などのホームページや広報誌などにより、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割について、県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識や動物愛護思想の啓発・普及に努める。また、家畜伝染病の通報窓口や夜間・休日深夜の診療窓口についても広報活動の促進を図る。

4 診療施設の整備

県計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を努める。